イ　離職の場合又は第三条に規定する場合　公共職業安定所又は職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四条第九項に規定する特定地方公共団体若しくは同条第十項に規定する職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に期間の定めのない労働契約又は期間の定めが六月以上の労働契約による就職を目指した求職活動を行うこと。ただし、第三条第二号に掲げる事由に該当する者について、当該者が給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると都道府県等が認めるときは、申請日の属する月から起算して三月間（第十二条第一項の規定により支給期間を延長する場合であって、引き続き当該取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると都道府県等が認めるときは、六月間）に限り、当該取組を行うことをもって、当該求職活動に代えることができる。

ロ　第三条の二に規定する場合　生活困窮者家計改善支援事業又は生活困窮者自立相談支援事業における家計に関する相談支援において、その家計の改善のために次の(1)又は(2)に掲げるいずれかの事由により新たな住居の確保が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められること。

(1)　新たな住居の確保に伴い生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額（当該生活困窮者が持家である住宅その他の当該生活困窮者が賃借する住宅以外の住宅に居住している場合又は住居を持たない場合は、その居住の維持又は確保に要する費用の額。(2)において同じ。）が減少し、家計全体の支出の削減が見込まれること。

(2)　新たな住居の確保に伴い生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が増加するが、新たな住居の確保に伴うその他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれること。

（生活困窮者住居確保給付金の額等）

第十一条　生活困窮者住居確保給付金の額等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一　離職の場合又は第三条に規定する場合　次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ及びロに定める額（当該額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該住宅扶助基準に基づく額）を、一月ごとに支給する。

イ　申請日の属する月における世帯収入額が基準額以下の場合　生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額

ロ　申請日の属する月における世帯収入額が基準額を超える場合　基準額と生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額を合算した額から世帯収入額を減じて得た額

二　第三条の二に規定する場合　新たな住居の確保に要する費用（新たに確保する住居が所在する市町村（特別区を含む。）における住宅扶助基準に基づく額に三を乗じて得た額（これによりがたいときは別に厚生労働大臣が定める額）を上限とする。）を、新たな住居の確保の際に支給する。

2　前項第一号ロの規定により算定した額に百円未満の端数が生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。

が認めるときは、申請日の属する月から起算して三月間（第十二条第一項の規定により支給期間を延長する場合であって、引き続き当該取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると都道府県等が認めるときは、六月間）に限り、当該取組を行うことをもって、当該求職活動に代えることができる。

（生活困窮者住居確保給付金の額等）

第十一条　生活困窮者住居確保給付金は一月ごとに支給し、その月額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（当該額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該住宅扶助基準に基づく額）とする。

一　申請日の属する月における生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額（次号において「世帯収入額」という。）が基準額以下の場合　生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額

二　申請日の属する月における世帯収入額が基準額を超える場合　基準額と生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額を合算した額から世帯収入額を減じて得た額

2　前項第二号の規定により算定した額に百円未満の端数が生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。